

プラン名		肥後銀行個人型年金プラン	
加入者資格			
加入対象者		・国民年金の第1号被保険者（20～60歳未満の国内居住者） 国民年金の保険料納付免除者、納付猶予者、および農業者年金の被保険者を除く。 ・国民年金の第2号被保険者（65歳未満の厚生年金の被保険者） 公的年金の老齢給付の受給権を有しない65歳以上75歳未満の厚生年金の被保険者は加入可能。 ただし、企業型確定拠出年金において加入者掛金拠出(マッチング拠出)を選択している場合や、事業主掛金を年単位で拠出している場合、企業型確定拠出年金の事業主掛金と個人型年金(iDeCo)の掛金の合計が拠出限度額を超過している場合などは、加入することはできません。 ・国民年金の第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者で20～60歳未満の者） ・国民年金の任意加入被保険者（60～65歳未満の国内居住者、20～65歳未満の海外居住者） なお、下記に該当する方は、上記加入要件を満たしても、個人型年金(iDeCo)に加入することはできません。 ・個人型年金(iDeCo)の老齢給付金を受給された方 ・老齢基礎年金又は老齢厚生年金を65歳前に繰上げ請求された方 ・特別支給の老齢厚生年金を繰上げ請求により本来の支給開始年齢より前に受給した方	
資格の取得		国民年金基金連合会に申出を行なった日（受付金融機関が加入申出書を受領した日）	
資格の喪失		・死亡したとき、国民年金の被保険者でなくなった時などに加入者の資格を喪失する。	
加入者期間		加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月まで。	
掛金			
拠出日		毎月26日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）	
掛金額		毎月の掛金の額は拠出限度額の範囲内において、5,000円以上1,000円単位で加入者が決定する。 拠出限度額は次のとおり。 ・第1号被保険者：68,000円／月（付加保険料または国民年金基金の掛金額との合算） ・第2号被保険者：23,000円／月（厚生年金のみ加入の方） 20,000円／月※1（企業型確定拠出年金のみに加入し、確定給付企業年金等がない方） 12,000円／月※2（確定給付企業年金等に加入している方）（国家公務員または地方公務員共済組合の長期組合員、または私立学校教職員共済制度の長期加入者の方） なお、企業型確定拠出年金に加入している場合、事業主掛金(A)と合算管理され、拠出限度額が変わる場合があります。 また、拠出限度額が5,000円未満となる方は加入できません。 ※1「55,000円-(A)」または「20,000円」のいずれか低い額 ※2「27,500円-(A)」または「12,000円」のいずれか低い額 ・第3号被保険者 ：23,000円／月 ・任意加入被保険者：68,000円／月（付加保険料または国民年金基金の掛金額との合算）	
給付		受給資格	給付方法
老齢給付金		通算加入者等期間により、老齢給付金を請求できる年齢は以下のとおり異なります。※ ・10年以上 満60歳以降 ・8年以上10年未満 満61歳以降 ・6年以上8年未満 満62歳以降 ・4年以上6年未満 満63歳以降 ・2年以上4年未満 満64歳以降 ・1ヵ月以上2年未満 満65歳以降 ※60歳以降に加入した場合などで通算加入者等期間がない方は、加入から5年経過後に受取を開始できます。	【年金受け取りの場合】 ・給付の額は、請求日または支給について申し出た日の前月末日の個人別管理資産額の2分の1に相当する額を超えず、かつ20分の1に相当する額を下回らないものでなければならない。 ・支給予定期間は、運営管理機関の定める月から起算して5年以上20年以下とする。 【全額を一時金で受け取る場合】 給付の額は、当該一時金の支給に係る全ての個人別管理資産について現金化が完了した日の個人型管理資産額。 【一部を一時金で受け取る場合】 支給の請求は1回に限るものとし、かつその額は、請求日において運営管理機関が定め、加入者等に提示したところにより受給権者が算定したものとす る。
障害給付金		加入者または加入者であった者（個人別管理資産がある者に限る）が75歳に達する日の前日までの間に、傷病により国民年金法で規定される1級および2級に該当する障害の状態等に至った場合。	老齢給付金と同様。
死亡一時金		死亡したとき。	【一時金】 給付の額は、請求日以降その支給に係る死亡した者の個人別管理資産がすべて現金化された日の個人別管理資産額とする。
脱退一時金		確定拠出年金法に定める要件に該当する場合には、上記給付に代えて一時金を受け取ることができる場合があります。	【一時金】 脱退一時金の額は、支給を請求した者の個人別管理資産に係るすべての運用方法に係る資産が現金化された日における個人別管理資産額とする。
費用負担		種類	負担者
費用の区分		1. 連合会が個人型年金の実施に必要な自らの事務に係る事務費	
		(1) 連合会が個人の勘定を開設し、記録を管理するために徴収する手数料	加入者等
		(2) その他特定の事務に要する経費として連合会が徴収する手数料	加入者等
		2. 運営管理機関がその事務費に充てるため加入者等から徴収する手数料	加入者等
		3. 事務委託先金融機関がその事務費に充てるため加入者等から徴収する手数料	加入者等
その他			
		—	